

行田市公式ホームページ有料広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、行田市広告掲載要綱（平成21年告示第74号、以下「要綱」という。）の定めにより、行田市公式ホームページ（以下「市ホームページ」という。）への広告掲載について、必要事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市ホームページ 行田市が管理するホームページのことをいう。
- (2) バナー広告 市ホームページ内に表示される広告で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。

(広告の種類)

第3条 市ホームページに掲載する広告はバナー広告（以下「広告」という。）とする。

(広告の規格及び表現)

第4条 広告の規格は、原則として次に掲げるとおりとする。

- (1) 大きさは、縦60ピクセル、横120ピクセルとする。
- (2) 形式は、G I F（アニメ不可）、J P E Gとする。
- (3) データ容量は、6 K B以内とする。

2 前項の規定と異なる規格については別途定めることとする。

3 広告の表現は、閲覧者が市ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるもの又は閲覧者が市の事業であると錯誤するおそれがあるものを禁止する。

(広告掲載場所及び枠数)

第5条 広告の掲載場所は、トップページ下段とする。

2 広告掲載の位置の指定はできない。

3 広告枠は、6枠とする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は、1月単位とし、連続する掲載期間は最長12月と

する。ただし、年度を越えることはできない。

- 2 掲載は原則として、該当月最初の市役所開庁日の午後 5 時まで開始し、掲載終了の翌月最初の市役所開庁日の午後 5 時まで終了する。

(広告掲載料)

第 7 条 広告掲載料は、広告枠 1 枠あたり月 20,000 円とする。

(広告主の募集)

第 8 条 広告主の募集は、原則として市ホームページにより行うものとする。

- 2 募集は、広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。

- 3 市長は、募集を行うにあたって、広告主となり得る者及び広告会社に対し、広告掲載の案内をすることができるものとする。

(広告掲載の申込み)

第 9 条 広告掲載の申込みをすることができる者は、要綱第 6 条第 1 項各号に掲げる者とし、広告掲載を申し込む者は、要綱第 6 条第 2 項に該当する者とする。

- 2 広告の掲載を申し込もうとする広告主(以下「申込者」という。)は、要綱第 5 条第 2 項前段の規定により、市長に申し込まなければならない。

- 3 前項に規定する申込みは、同一の募集期間内において、広告枠 1 枠を限度とする。ただし、広告枠に空きがある場合は、この限りでない。

- 4 市長は、申込者に対し、必要に応じて、広告に係る資料の提出を求めることができる。

(広告掲載の決定)

第 10 条 市長は、前条第 2 項に規定する申込みを受けたときは、要綱第 7 条第 1 項前段の規定により、広告掲載の可否を決定し、申込者に通知するものとする。

- 2 市長は、申込者が、第 5 条第 3 項に規定する枠数を超えたときは、次に掲げる順位により掲載の可否を決定する。この場合において、同順位に複数の申込者がいる場合は、広告掲載月が多いものを優先するものとし、広告掲載期間が同一の場合は、申込者の受付順により掲載の可否を決定する。

(1) 公社、公団、公益法人及びそれに類するもの

(2) 公共的性格のある私企業で、市内に事業所等を有するもの

- (3) 前号に規定するもの以外の私企業又は自営業で市内に事業所等を有するもの
- (4) その他私企業又は自営業等

3 前項の規定によっても、申込者が第5条第3項に規定する枠数を超えるときは、市長は、抽選により掲載の可否を決定する。

(広告掲載料の納付)

第11条 前条の規定により広告掲載の決定を受けた広告主は、広告掲載の決定の通知を受けた日から10日以内に、市が指定する納入通知書により、当該広告掲載料の全額を納付しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第12条 広告主は、第4条に規定する広告原稿を作成し、市長が指定する期日までに提出しなければならない。

2 市長は、提出のあった広告原稿が、市ホームページに掲載する広告として適当でないと判断したときは、広告主に対して広告原稿の変更を求めることができる。

(広告主の責務)

第13条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求が市長に対してなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。また、広告主に対して、同様の請求がなされた場合も、同様に解決するものとする。

(広告の変更)

第14条 広告主は1月を単位として、広告の内容又はリンク先を変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により、広告の内容又はリンク先を変更しようとするときは、原則として、変更しようとする月の初日から起算して10日前までに市長に申し出て承認を得るものとする。

(広告掲載期間の延長)

第15条 掲載期間中、市の都合その他の広告主の責めに帰さない理由により広告掲載ができなかったときは、掲載しなかった日数に応じて掲載期間を延長する。ただし、その日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わないものとする。
(広告掲載の取消し)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合、広告掲載の決定を取り消し、又はその掲載を停止することができる。この場合において、これらによって生じた損害に対しては、市はその責任を負わない。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がなかったとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がなかったとき。
- (3) 広告主又は広告内容が不適当であると判断したとき。
- (4) 天災、事変その他非常事態が生じたとき。
- (5) その他市ホームページへの広告掲載が適切でないとして市長が判断したとき。

(広告掲載の取下げ)

第17条 広告主は自己の都合により、市ホームページへの広告掲載を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により市長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は還付しないものとする。

(広告掲載料の還付)

第18条 広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、市長は、納付済みの広告掲載料を当該広告主に還付する。

2 前項の規定による還付金は、掲載を取り消した月以降の納付済月額額の総額とする。

3 第1項に規定する還付金に利子は付さないものとする。

(その他)

第19条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年6月1日から施行する。